

一九四七年一〇月における一一宮家の皇籍離脱

神崎 豊

序

天皇が存在しなくては、天皇制を存続させることはできない。一八八九年二月一日に睦仁天皇が裁定し、一九四七年五月二日かぎり裕仁天皇が廃止した皇室典範（以下、旧典範と記す）のもとでも、翌日の三日に一九四七年法律第三号として施行された皇室典範（以下、現典範と記す）のもとでも、皇族男子が皇位を継承する⁽¹⁾。しかし、現在、皇室に男子は明仁天皇と徳仁親王、秋篠宮文仁親王、常陸宮正仁親王、三笠宮崇仁親王、三笠宮寛仁親王、桂宮宜仁親王の六親王しか存在せず、六五年の文仁の後は誕生していない⁽²⁾。日本国憲法を改正しなくても、このまま皇室に男子が誕生せず、明仁と六親王が死去すれば、天皇制は消滅するのである。

この天皇制を存続させるために、現典範の改定について二つの論が存在する。一つは、内親王や女王も皇位を継承しうるようにする女性天皇論である。しかし、内親王らが、元皇族男子でもなくその男系男子子孫でもない非皇族男

子と婚姻し、その子孫が皇位を継承すれば、初めてとされる女系天皇が実現することになる。そこで、もう一つが、元皇族男子のうち、四七年一〇月一四日に皇籍を離脱した一一宮家において王であった二六人や、その男系男子子孫を皇籍に登録しようにする宮家復帰論である。⁽³⁾

政治支配者が天皇の国民統合の役割を全く無視することがありえないのは、日本国憲法のもとで、天皇が日本国民統合の象徴であり、その地位が世襲のものであるからだけでなく、大日本帝国憲法のもとで万世一系とされた家系の方がその地位に就いており、そのことが天皇の権威の源泉となつていからでもある。憲法学者の横田耕一は、基本的に男系による万世一系の血統に天皇の権威は基づくので、女系天皇になれば国民統合の役割が低下しようと指摘しているのである。⁽⁴⁾

元皇族男子のうち、旧一一宮家の二六人が皇籍に復帰しようように宮家復帰論者が主張するのは、GHQ（連合国最高司令官総司令部）によって一一宮家は皇籍を離脱させられたと考えているからである。⁽⁵⁾一一宮家の二六王の皇籍離脱によって、皇室に男子は裕仁天皇と明仁親王、正仁親王、秩父宮雍仁親王、高松宮宣仁親王、三笠宮崇仁親王、三笠宮寛仁親王の六親王しか存在しなくなった。将来において皇室に男子が存在しなくなる可能性はこのときに大きくなったのである。以上の問題意識から、本稿では、一一宮家の皇籍離脱について、二六王を中心に論じる。

先行研究として、黒田久太『天皇家の財産』は、四六年にGHQが日本政府に、皇族（内廷にあるものを除く）から財政上経済上の特権を剥奪するように指令したため、一一宮家だけでなく秩父、高松、三笠の三宮家をも含む計一四宮家が財産税を課せられた結果、一一宮家が皇籍を離脱したと論じている。⁽⁶⁾しかし、一四宮家の特権剥奪と一一宮家の皇籍離脱がどのように関連していたかについては、黒田は、「皇族の特権が廃止ないし制限されることは、皇族の皇族としての存続を経済的にもきわめて困難なものにする。このことは当然皇族——その大部分——を整理することとならねばならない。司令部の期待するところも結局はそうであったのであろう」としか論じていない。⁽⁷⁾これでは、

GHQによって一一宮家は皇籍を離脱させられたと思われるのであろう。高橋紘／鈴木邦彦『天皇家の密使たち』は、GHQへの宮内官僚の対応を実証しており、一一宮家の皇籍離脱については、宮内官僚を務めた加藤進の証言に基づき、GHQから指示がある前に宮内官僚が主導して始めた⁽⁸⁾と論じている。しかし、前述したGHQの指令については、「実質上の『皇籍離脱指令』である」としか述べていない⁽⁹⁾。また、GHQは現典範や皇室経済法（一九四七年法律第四号）の制定にも関与している。しかし、GHQがこれらの制定において一一宮家をどのように扱おうとしたかについては、制定過程に関する資料を収録した芦部信喜／高見勝利編『皇室典範』や同編『皇室経済法』は、まったく解説を行っていない⁽⁹⁾。そこで、本稿では、一一宮家の皇籍離脱について、GHQが実際にはどれほど関与したかを検証するために、一四宮家の特権剥奪との関連だけでなく、現典範や皇室経済法の制定との関連をも意識しながら論じる。

一 旧典範の増補のもとでの二三王の皇籍離脱

旧典範の裁定から敗戦まで

旧典範は永世皇族制を採用し、皇男子孫のうち四世以内を親王、五世以下を王とした。ただし、旧典範が裁定される前には、五世以下の皇男子孫も親王の号を宣下されることがあったため、これらの宣下親王は旧典範のもとでも親王とされた。しかし、旧典範は皇族男子の皇籍離脱を規定しなかった⁽¹⁰⁾。帝国憲法のもとでは、定額の皇室経費が毎年国庫から支出されるが、増額を要する場合には帝国議会の協賛を要した。また、旧典範のもとでは、皇族の財産や歳費は別に定めるとされた。皇族の財産については、皇室財産令（一九一〇年皇室令第三三三号）⁽¹¹⁾が公布された。また、皇族の歳費は皇室経費から支弁するが、それに関する法令が公布されることはなかった。

幕末まで、宮家は、歴代、親王の号を宣下されて世襲する世襲親王家であり、近世の中期からは伏見、桂、有栖川、閑院の四宮家しか存在しなかった。王政復古の前後に、従前の世襲親王家のほかに七宮家が新設された。しかし、旧典範が裁定されるまでに、新設の聖護院宮家と桂宮家は断絶した⁽¹²⁾。また、閑院宮家は男子が存在しなくなっていたため、伏見宮家の男子が継承した。それまでは、閑院宮家の源は、第一一三代・東山天皇の男子である閑院宮直仁親王であり、東山天皇は睦仁の六親等の直系尊属であった⁽¹³⁾。

旧典範が裁定されたとき、皇族男子のうち、睦仁の直系には第三男子の嘉仁親王しか存在せず、他は宮号を有した。しかし、有栖川宮家の源は、第一一二代・靈元天皇の男子である有栖川宮職仁親王であり、靈元天皇は睦仁の七親等の直系尊属である。また、山階、久邇、梨本、小松、北白川、伏見、華頂、閑院の八宮家は伏見宮邦家親王の男子子孫が当主を務めており、その源は、邦家の一三親等の直系尊属である伏見宮貞常親王であり、貞常の父である伏見宮貞成親王は睦仁の一六親等の直系尊属である。第九三代・後伏見天皇は貞成の四親等の直系尊属であり、北朝を別とすれば、睦仁と八宮家を結ぶ最も近い親等の天皇であった。つまり、これらの九宮家の男子は睦仁との親等が嘉仁よりはるかに離れていたのである。なお、有栖川宮家は一九一三年に男子が存在しなくなり、二三年に断絶した。また、邦家の男子子孫は一九二二年に賀陽宮家、一九〇三年に東伏見宮家、〇六年に朝香、竹田、東久邇の三宮家を創設した。しかし、小松宮家は〇三年に男子が存在しなくなり、一四年に断絶した。東伏見宮家も二二年に男子が存在しなくなり、華頂宮家も二四年に断絶した。

宮家は皇男子孫を確保し、皇統を断絶させないようにしていた。たとえば、貞成の男子である伏見宮彦仁王は第一〇二代・後花園天皇に、直仁の男孫である閑院宮師仁王は第一一九代・光格天皇になっている。しかし、これらの天皇はそれぞれの先代の天皇と七ないし八親等も離れていた。また、光格天皇から、仁孝天皇、孝明天皇、睦仁までは、皇庶男子に皇位が継承されてきた。宮家の男子は代を経るごとに天皇との親等が離れていくので、皇嫡男子が存在し

なくても、皇庶男子が存在していれば、宮家の男子でなく皇庶男子が皇位を継承してきたのである。⁽¹⁴⁾そして、嘉仁も庶子であった。このこともあって、旧典範は庶子による皇位継承を認めている。⁽¹⁵⁾また、旧典範が裁定されたとき、宮家の男子は庶系であった。なお、その後に庶出の皇族男子として誕生したのは、睦仁の第五男子である輝仁親王しか存在せず、〇歳で死去している。⁽¹⁶⁾

永世皇族制によって皇族が増加すれば、皇室経費が逼迫するので、皇室経費を増額しなくてはならない。しかし、皇室経費を増額しようとするれば、帝国議会に干渉されるおそれがあるため、皇族男子の皇籍離脱を認める規定を整備するしかなかった。⁽¹⁷⁾そこで、皇族会議と枢密院の諮詢を経て、〇七年二月一日に睦仁は皇室典範増補を公布した。皇籍離脱についての主な条文は次のとおりである。

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其

ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第五条 第一条〔略〕ノ場合ニ於テハ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

これによって、王は勅旨や情願により、皇族会議と枢密院の諮詢を経て、皇籍を離脱することができるようになり、皇籍を離脱した者は再び皇籍に登録することができなくなったのである。王は天皇の意思または本人の意思によらないかぎり皇籍を離脱することがないので、増補に抵抗しなかった。⁽¹⁸⁾また、増補が公布された後に王が宮家を創設することはなくなった。⁽¹⁹⁾この増補のもとで、北白川宮輝久王は、成年に達した後、情願により、皇族会議と枢密院の諮詢を経て、一〇年七月二〇日に皇籍を離脱した。⁽²⁰⁾なお、後述する久邇宮多嘉王と伏見宮邦芳王を除き、輝久より年長の王は宮家の当主または継嗣であったが、輝久は北白川宮家の当主でもなく継嗣でもなかった。

一二年、睦仁が死去し、嘉仁が踐祚した。さらに、山階宮芳麿王をはじめ、輝久より年少で、宮家の当主でもなく継嗣でもない王が続けて成年に達しようとしていた。そこで、一八年に波多野敬直宮内大臣が帝国制度審議会に、「皇族ノ数多キニ過クルハ皇室ノ尊嚴ノ為ニモ又皇室財政ノ上ヨリモ喜フヘキニ非ス」という理由で、皇籍離脱の準則を立案するように求めた。審議会による準則案は、枢密院においては修正された後に可決されるが、「皇族會議ニ於テハ種々意見ノ開陳アリタルモ案全体カ皇族ノ利害ニ関係アリ從テ採決ヲナササルヲ可トストノ説有力ニシテ其儘閉會」となった。しかし、波多野は嘉仁に、「皇族會議ノ結果ハ上述ノ如キニ終リタルモ既ニ枢密顧問ノ可決奉答アリ又皇族會議ニ於テモ質問ハ有リタルモ別段ノ異見無カリシノ故ヲ以テ之カ施行ヲ奏請」したのである。よって、二〇年五月一九日に嘉仁は内規として「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を裁定した。主な条文は次のとおりである。

第一条 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一条〔略〕ニ依リ情願ヲ為ササルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス

附則

此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用ス但シ第一条ニ定メタル世数ハ故邦家親王ノ子ヲ一世トシ実系ニヨリ之ヲ算ス

博恭王ハ長子孫ノ系統ニ在ルモノト看做ス

邦芳王及多嘉王ハ此ノ準則ヲ適用セス⁽²⁾

原則として、現在の宣下親王の子孫と、現に宮号を有する王の子孫ならびに兄弟およびその子孫は、情願をなさな
いときは、長子孫の系統で邦家の四親等以内を除き、勅旨により皇籍を離脱させられることになったのである。なお、
伏見宮家の当主を務める貞愛親王の第一男子である博恭王は庶子であり、第二男子である邦芳王が嫡子であったため、
○四年まで博恭は華頂宮家の当主を務め、邦芳が伏見宮家の継嗣であった。しかし、邦芳が不治の病患にあったため、

〇四年に博恭が伏見宮家の継嗣となっていた。また、多嘉王は久邇宮家の当主でもなく継嗣でもなかったが、多嘉の兄弟のうち、当主を務める邦彦王以外の王も他の宮家の当主を務めていたため、多嘉は終身皇族にとどめられた。⁽²³⁾

皇族会議で準則案が採決されなかったのは、宮家の当主でもなく継嗣でもない王が、自分の意思により皇籍を離脱するのでなければ、天皇の意思により皇籍を離脱させられることになるためであったと思われる。⁽²³⁾ また、邦家の五親等以下の子孫である王は、嘉仁やその男子子孫から皇位を継承しないかぎり、皇籍を離脱することになるので、邦家から出ている宮家は将来において消滅することになった。当時、これらの宮家の男子は邦家の一親等以下三親等以内の子孫であった。将来においてこれらの宮家が消滅することがこのときすでに定まっていたのは見のがせない。

この準則が裁定されたことよって、二〇〇七年七月二四日に山階宮芳曆王、二三年一〇月二五日に久邇宮邦久王、二六年一二月七日に伏見宮博信王、二八年七月二〇日に山階宮藤曆王と山階宮秋曆王、二九年一二月二四日に山階宮茂曆王、三一年四月四日に久邇宮邦英王、三六年四月一日に伏見宮博英王と朝香宮正彦王、四〇年一〇月二五日に東久邇宮彰常王、四二年一〇月五日に久邇宮家彦王、四三年六月七日に久邇宮徳彦王が、宮家の当主でもなく継嗣でもなかったもので、成年に達した後、旧典範の増補のもとで、情願により、皇族会議と枢密院の諮詢を経て、皇籍を離脱した。結果として、合わせて一三王が増補のもとで皇籍を離脱したのである。なお、一三王とも皇籍を離脱したときには婚姻していなかったため、増補のもとで、これらの王に随伴して皇籍を離脱する皇族は存在しなかった。

二六年、嘉仁が死去し、第一男子の裕仁親王が践祚していた。四五年八月一四日、裕仁がポツダム宣言を受諾したとき、邦家から出ている宮家は一一となっていた。宣下親王は存在しなくなっており、増補のもとで、一宮家のすべての男子は皇籍を離脱することができるようになっていた。また、嘉仁の男子のうち、裕仁を除く雍仁親王、宣仁親王、崇仁親王の三親王は秩父、高松、三笠の三宮家を創設していた。

東久邇宮稔彦王の構想

四五年一〇月一二日、前内閣総理大臣の東久邇宮稔彦王が木戸幸一内大臣に、「臣籍降下の御希望にて御相談」するが、木戸はこれに対して、「直に御決行遊さるゝことには反対」し、「殿下は戦争中は軍司令官に御就任遊されたるも、直接陛下を輔弼せらるゝ地位には就かせられざるを以て責任はなしと解す。終戦後、内閣の御成績は功績こそあれ、責任を執らざるべからざるが如き御失敗は認められず」、「今日如斯行動に出らるゝ時は国を混乱に陥るゝの公算も尠少ならず」と述べた。⁽²⁴⁾さらに、東久邇宮は裕仁に、自分の皇籍離脱だけでなく退位をも提案するが、裕仁は、「時機がまだ熟してゐない」との理由で両案とも採用しなかつたという。⁽²⁵⁾このときには裕仁は東久邇宮の皇籍離脱に反対したのである。

しかし、一月九日に東久邇宮は『読売報知』の記者に、「首相辞任後考へ抜いた末臣下としての責任から臣籍降下の決意を固め、数日前に勅許を仰ぐため宮内大臣にその旨を表明した」と語った。⁽²⁶⁾続いて翌日の一〇日には、東久邇宮は『毎日新聞』の記者に、「日本が今日のやうな状態に立至つた責任」から自分の皇籍離脱を決意したと述べるだけでなく、次のように語つてゐる。

陛下と国民との関係を真に正しく結ぶことが私の念願でもあり、これこそが日本本来の姿だと信じてゐる、従つて今日宮中関係の思ひ切つた改革が必要で、そのためには皇族の範囲を極めて小範囲に限定すべきで、例へば秩父宮、高松宮、三笠宮様のやうに陛下の御肉親のみに限定して、その他の皇族は臣籍に降り一国民として仕へ奉るのがよいと思ふ。⁽²⁷⁾

東久邇宮は、敗戦責任を自覚して自分の皇籍離脱を決意しただけでなく、天皇による国民統合を強化するためにも一宮家の皇籍離脱を提言したのである。

しかし、一六日に三笠宮が東久邇宮に、東久邇宮の皇籍離脱について、「天皇陛下に迄、戦争責任が及び陛下に御

迷惑をかけたなり」との意見を、また、一一宮家のそれについて、「此の意志を持たざる皇族を強圧する事となるならん」、「将来皇統を確保して行く上に安全ならず」との意見を述べている。⁽²⁸⁾ また、一七日に秩父宮が東久邇宮に手紙を送りとどけ、これらの皇籍離脱について、「皇族間の結束を破る事となり軽率なり」と批判している。⁽²⁹⁾ 敗戦責任から王が皇籍を離脱すれば、裕仁の責任問題にまで波及することだけでなく、親王の責任も問われるようになることを三笠宮は恐れていたと思われる。また、一一宮家が皇籍を離脱すれば、天皇と国民の結束は強められるが、皇籍を離脱する意思のある王と、親王やその意思のない王の結束は破られるだけでなく、将来において皇室に男子が存在しなくなる可能性が大きくなるのである。

二二日に『毎日新聞』は、石渡莊太郎宮内大臣と松平慶民宗秩寮総裁の談話を総合し、「陛下には皇室の家長として連合国側の許す限り全皇族方と行動を共に遊ばされる固い御決意を有し給ふとのことである、従つて皇族が御身分拝辞を請願されてもよほどの深い条理があれば兎に角さもなくてはこれが勅許あらせられぬ模様である」との記事を載せている。⁽³⁰⁾ ところで、木下道雄侍従次長は一二月三一日、天皇制を存続させるためにGHQの要人を接待している安藤明から、「今上天皇及び男子御兄弟御三方の皇族としての已存権を確認す」というCIE（民間情報教育局）のダイク局長の意見書を預かり、翌日の四六年一月一日に裕仁に伝えている。⁽³¹⁾ しかし、このときに裕仁が一一宮家に皇籍を離脱するように要請した史料は見あたらないのである。

二 一一宮家に対する皇籍離脱の要請

一 四宮家の特権剥奪

四五年一月一六日に大蔵省はGHQに、「戦争利得の排除及国家財政の再建に関する件」という覚書を提出し、

国家財政の再建のため、累進税率による財産税を課することの承認を求めていた。⁽³²⁾これに対して、二四日、GHQは日本政府に「戦時利得ノ除去及国家財政ノ再編成ニ関スル覚書」(SCAPIN三三七)を発し、皇室も財産税から除外されないことを明示した。⁽³³⁾

同日の二四日にGHQは日本政府に「恩給年金及利益ニ関スル覚書」(SCAPIN三三八)をも発し、連合国最高司令官の命令によって罷免された者に対する利益の支出を禁止する措置をとるように指令している。⁽³⁴⁾三〇日、陸軍省と海軍省が廃止されたため、陸軍大将の梨本宮守正王と朝香宮鳩彦王と東久邇宮稔彦王、同中将の賀陽宮恒憲王、同少将の秩父宮と閑院宮春仁王、同中佐の竹田宮恒徳王と朝香宮孚彦王、同少佐の三笠宮と東久邇宮盛厚王、同大尉の賀陽宮邦寿王、海軍大将の伏見宮博恭王、同中将の久邇宮朝融王、同大佐の高松宮、同少佐の山階宮武彦王の三親王一二王が軍籍を離脱した。四六年一月四日にGHQは日本政府に、「公務従事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ関スル件」(SCAPIN五五〇)という覚書を発し、附属書A号「罷免及排除スベキ種類」は、「帝国正規陸海軍将校」の地位を占めたことのある者をも罷免と排除の対象とした。⁽³⁵⁾そこで、二月二七日にはSCAPIN五五〇に基づき、「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」(一九四六年勅令第一〇九号)が、二八日には「昭和二十一年勅令第九号施行に関する件」(一九四六年閣令内務省令第一号)が施行され、内閣総理大臣は三親王一二王をも、SCAPIN五五〇に該当する者として指定することができるようになった。⁽³⁶⁾三親王一二王とも成年に達しており、貴族院令(一八八九年勅令第一一号)によって貴族院議員になっていたので、内閣総理大臣によって指定されれば失職する。しかし、五月二三日、SCAPIN五五〇に該当するか否かを審査するための調査表を貴族院が要求する前に、三親王一二王とも貴族院議員を辞職したため、このときには内閣総理大臣によって指定されることがなかったのである。⁽³⁷⁾

さて、二一日にGHQは日本政府に「皇族に関する覚書」(SCAPIN二九八A)を発し、皇太后と天皇の子を含まない皇族に関して、皇族のために宮内省に信託されている証券を皇族に移管し、皇族に対して金銭を与えず、

皇族から課税免除の特権を剥奪する措置をとるよう指令していた。⁽³⁸⁾ つまり、一四宮家に関して、すでに支出されている四六年五月分までをもって歳費が打ちきられ、財産税が課せられることになったのである。⁽³⁹⁾ 宮家が財産税を納付した後、残った私有財産の収益だけで生活していくことはほとんどできなかったと思われる。

高松宮はSCAPIN一二九八Aに関連して、二四日には皇族親睦会幹事の話しあいで、「陛下ガホントニ皇族ト一緒ニヤツテユクト云フ御決心ガコノ際ハツキリセネバ臣籍降下ノホカナカルベシ」と述べている。⁽⁴⁰⁾ 三一日にも皇族親睦会で、「ホントニ皇室ガ一ツニナツテヤツテユクト云フ陛下ノ御考ヘナラ、ソコカラ決心シテヤレバヨシ。又民主主義デユクト決心シテ皇族ヲ陛下カラハナスコトガ天皇ノ御地位、国体ヲマモルニヨイト云フナラ、ソレニ徹底スルヤウニシタガヨイ」と語った。⁽⁴¹⁾ 六月二八日にマッカーサー連合国最高司令官が松平慶民宮内大臣に、「陛下ガ御子様ヤ御兄弟ニツキ特ニ御心配ノ様ダ」と話したことについて、二九日に高松宮は、「之ハ私トシテハ甚ダ面白クナイノデ、現在皇族全部ニツキ御考ヘニナツテルノデナクテハナラヌ」と日記に書いている。⁽⁴²⁾ 高松宮は裕仁に、SCAPIN一二九八Aのために皇籍を離脱するしかない皇族が一宮家から出ないようにしてもらいたかったと思われる。しかし、一〇月四日、後述する臨時法制調査会の第一部会小委員会で、委員を務める加藤進宮内次官は、「国民の意思によつて国会により歳費を貰ふならば異議はないといふのが、G・H・Qの意向である」と説明している。⁽⁴³⁾ つまり、国会の議決を経れば、一四宮家に歳費を支出することをGHQは認めていたのである。したがって、SCAPIN一二九八Aのために一宮家が皇籍を離脱するしかなかったわけではないことに注意しておきたい。

財産税法（一九四六年法律第五二号）が、「財産税法の施行期日等を定める勅令」（一九四六年勅令第五四八号）によつて一月二〇日に施行され、皇室財産に対する財産税に関しては皇室令で定めることになった。また、「財産税法施行規則の一部を改正する勅令」（一九四七年勅令第二四号）が四七年一月二四日に施行され、財産税は三月一日までに納付しなくてはならなくなった。そこで、「租税ニ関スル法令ヲ皇族ニ適用スルノ件」（一九四七年皇室令第

二号)が二月二〇日に施行され、皇族(内廷にあるものを除く)に対して、租税に関する法令が適用されることになった。この結果、三月一五日までに一四宮家は財産税を納付したのである。⁽⁴⁴⁾

現典範と皇室経済法の制定

四六年三月六日に日本政府は、GHQと審議して合意に達した憲法改正案に基づき憲法改正草案要綱を発表し、その「第二」では、「皇位ハ国会ノ議決ヲ経タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト」として⁽⁴⁵⁾。この「第二」は、日本国憲法において、「第二条 皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」となった。つまり、帝国憲法が日本国憲法に改正されるに伴い、新たな皇室典範が議会によって制定され、旧典範と断絶することが確定したのである。しかし、現典範は、それが施行されたときに誰が天皇に就任するかを規定しなかった。法制局は「皇室典範案に関する想定問答」のなかで、「新典範においては、現在の天皇が天皇であられることは、憲法以前の自明の問題である」と記して⁽⁴⁶⁾いた。現典範が施行される前から、それが施行されても裕仁が天皇であることは自明の問題とされていたのである。実際には、四七年五月三日に皇統譜令(一九四七年政令第二号)が施行され、前日の二日かぎりで廃止された皇統譜令(一九二六年(大正一五年)皇室令第六号)がなお有効とされることによつて、現典範のもとでの最初の天皇には裕仁が就任した。しかし、このことが法律によるのでなく政令によつて確定したことは、立憲主義の原則からすれば大きな問題であつた。

また、憲法改正草案要綱の「第八」と「第八十四」は皇室経済について規定しており、日本国憲法において、「第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない」、「第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ」となった。しかし、四六年八月一五日、GS(民政局)のケーディス次長は佐藤達夫法制局次長に、

「我々は天皇及その皇族が私有財産をもつことを否定しようとは思はず、彼等を貧窮に陥れようとは絶対に考へて居ない」と述べている。⁽⁴⁷⁾ つまり、日本国憲法が施行されると、皇室経済は、国会の議決を経た皇室費に基づくものとなり、また、皇室財産は国に属することになるが、天皇と皇族が私有財産を持つことは認められたのである。⁽⁴⁸⁾

なお、三十一日に稲田周一侍従次長は宮内大臣官舎で「皇族の臣籍降下」についての会議に出席している。⁽⁴⁹⁾ また、九月九日に宮内省の寺崎英成御用掛も「降下問題」の会議に出席している。⁽⁵⁰⁾ 対象となる皇族は分からないが、宮内省はこのころすでに皇籍離脱を構想していたのである。

すでに七月三日に臨時法制調査会官制（一九四六年勅令第三四八号）が施行され、臨時法制調査会が、憲法改正に伴う法制の整備に関して審議し、第一部会が皇室関係の法律案要綱を立案することになっていった。⁽⁵¹⁾ 九月二七日に第一部会小委員会に、幹事を務める宮内省出仕の高尾亮一が皇室経済法要綱（試案）を提出した。試案では、皇族（内廷にあるものを除く）に対する年金は、別に定める定額に基づき、親王、王、成年、未成年、既婚、未婚などの区別により定められた額を国庫から支出するとした。また、皇族が皇籍を離脱するときの一時金は、その皇族の年金の一〇倍に相当する金額を国庫から支出するが、未成年者については、成年となったときの年金を基準とした。⁽⁵²⁾ 一〇月四日にも第一部会小委員会が高尾は修正案を配布した。修正案では、一時金は、年金の一〇倍以上一五倍以下に相当する金額を国庫から支出するが、未婚や未成年の王については、既婚者となったときの年金を、未婚の内親王や女王については、王妃の年金を基準とした。⁽⁵³⁾ 二二日に第一部会は調査会に、皇室典範改正法案要綱案と皇室経済法要綱案を報告した。前者では、嫡出の皇男子孫のうち、二世以内を親王、三世以下を王としており、永世皇族制を採用している。庶子は皇籍に登録されなくなるのである。また、後者では、皇室経済法要綱（試案）修正案を取りこんでいるが、親王、王などの区別により定められた年金の定額に対する割合は明記されなかった。二二日に調査会は原案通りに両要綱を議決した。⁽⁵⁴⁾

皇室典範改正法案要綱に基づき、高尾は皇室典範試案を起草するが、親王や王の定義は要綱と同様であり、これでは一宮家の庶男子は皇籍に登録されないことになる。そこで、一〇月二二日に法制局の渡辺佳英参事官が修正案で、嫡系嫡出の皇男子孫を皇族男子とするかわりに、「現在の皇族は〔略〕嫡系嫡出の皇族とみなす」との文言を附則に挿入した。⁽⁵⁵⁾これは現典範において、附則第二項「現在の皇族は、この法律による皇族とし、〔略〕これを嫡男系嫡出の者とする」となった。つまり、現典範が施行されても、庶系である一宮家の男子は嫡系嫡出とみなし、皇籍にそのまま登録されることになったのである。なお、一月三日付の「新憲法と皇室典範改正法案要綱（案）」のなかで、三笠宮は皇室典範改正法案要綱に関して、庶出の否認については支持するが、皇族の範囲については、「相当問題があると思ふが私としては今申し述へ難い立場にある」と記した。⁽⁵⁶⁾渡辺の修正案によって一宮家が嫡子だけに限定されなくなったことを三笠宮が知っていたか否かは分からないが、三笠宮は、東久邇宮稔彦が一宮家の皇籍離脱を提言したときと違い、永世皇族制によって一宮家が皇族として存続することに反対していたと思われる。

さて、管見のかぎり、一宮家の皇籍離脱について初めて扱ったGHQ内部の史料は、一〇月三〇日、GSにおいて、ピークがホイットニー局長に提出した「平民になる皇族たちに授与されるべき離脱費の要請」という覚書である。覚書には、皇籍を離脱する皇族として一宮家が挙げられており、各皇族に授与するように要請されている。離脱費の金額の一覧が添付されている。金額から逆算すると、離脱費は、一二万円の定額に基づき、親王、王などの区別により定められる額の一五倍に相当する金額を宮家の当主に、一〇倍に相当する金額を他に授与することになっていたが、未婚や未成年の王については、既婚者となったときの額を、内親王や女王については、王妃の額を基準としたことが分かる。⁽⁵⁷⁾ここで、親王、王などの区別により定められる額の定額に対する割合は、前述した皇室経済法要綱（試案）においての、親王、王などの区別により定められた年金の定額に対する割合と同じである。また、一〇倍や一五倍という倍数は、一時金は、年金の一〇倍以上一五倍以下に相当する金額を国庫から支出するとした皇室経済法要綱（試

案 修正案にも現れている。よって、離脱費には、皇室経済法案要綱を立案したときの宮内省案が反映していると思われる。しかも、ピークはこの覚書に、宮内省が一一宮家に離脱費を授与することをマッカーサーが承認すれば、皇族（内廷にあるものを除く）に金銭を与えることを禁じたSCAPIN一二九八Aと矛盾すると記している。⁽⁵⁸⁾つまり、一〇月までに宮内省は一一宮家の皇籍離脱を構想するが、宮内省が一一宮家に離脱費を授与することはSCAPIN一二九八Aと矛盾するので、宮内省はGSに離脱費の授与を承認してもらおうとしたと考えられるのである。しかし、GSは、宮内省が一一宮家に離脱費を授与することはSCAPIN一二九八Aと矛盾すると考えていた。

日本国憲法のもとでは、国会の議決を経れば、一四宮家に年金を国庫から支出することができるようになるが、「各皇族が品位を保たれるに充分な国家支出をなすことは困難と考えられ、皇族方の共倒れを救う一つの道は臣籍降下である」と考えられた。⁽⁵⁹⁾そこで、一一宮家は裕仁との親等が他の皇族よりはるかに離れていたため、宮内省は一一宮家を皇籍離脱の対象とした。後に高尾は次のように述べている。

当時、皇族籍を離脱する線と申しますのは非常にはつきりしておりました、当時皇籍離脱なさいました方は〔略〕現在の天皇陛下から申しますと三十数代の親等を隔てておりまして、非常に遠い。ところがその他の方は、きわめて近い親等でございます。〔略〕一線をどこかに引かなくてはならないとすれば、ここの線以外には方法がみつからないという事情にあつたわけでございます。⁽⁶⁰⁾

一四宮家すべての年金を国庫から支出するのは難しいと考えられたため、宮内省は、裕仁との親等がはるかに離れていた一一宮家を皇籍離脱の対象としたことが重要である。

一月二日にケーディスは法制局の佐藤らに、「現在の皇族のある方が臣籍に降下せられるとゆうことであるが、それは何時、如何なる方法で決定せられ、又如何なる理由によつて決定せられたのか〔略〕別に反対があるわけではないが色々質問したので近く宮内省の代表者にでも説明を聞きたいと思ふ」と述べた。⁽⁶¹⁾したがって、注目されるの

は、GSが、一一宮家の皇籍離脱そのものについては、日本政府に提言したわけではなく、また、反対もしなかったことである。

五日、ESSのウォルターが皇室典範案について、「皇族の範囲〔略〕について伺ひ度い」と述べると、法制局の井手成三第一部長は、「皇族の範囲は法文では限定しない。但し整理せられるやうに承つてゐる」と答えた。ウォルターは、「何世以下は降下とはつきりしたらどうか。皇族費が増してくるのではないか」と聞くが、井手は、「将来実際の皇族の状況に応じて適当にやらぬと困る」と言った⁽⁶²⁾。また、一八日にウォルターは皇室経済法案についても、「皇孫以外沢山の皇族に皇族費を給することは反対」と述べるが、井手は、「現実の問題としては多くの皇族はのこられないやうに予想される〔、〕筋道の問題としては皇族である限り親王、王を問はず給せねば説明がつかぬ」と主張している⁽⁶³⁾。宮内省が一一宮家を皇籍離脱の対象としているにもかかわらず、ESSは、皇族費を抑制するという観点から、二世以内の皇子孫に皇族の範囲を限定しようとしたと考えられるのである。

二九日に裕仁は皇族たちに、「色々の事情より直系の皇族をのぞき、他の十一宮は、此際、臣籍降下にしてもらい度」、「其時期は、来年一月末か二月頃がよからう」と話した⁽⁶⁴⁾。つまり、日本国憲法が施行される前に、旧典範の増補のもとで一一宮家は皇籍を離脱するように要請されたのである。二月二七日、宮内省の加藤らはGSのピークやりゾーに、「皇族たちは新憲法の精神を果たすために、一九四六〔一九四七の誤り〕年五月三日より前に特別の地位を放棄することを切望している」と述べている。しかし、一二月三〇日にGSにおいて、リゾーは、「皇室を離れる際の皇族たちへの離脱費」という覚書に、「さらに考えられるのは、この日〔四七年五月三日〕の後では、多額の支出の問題が国会の総予算の議事手続に巻きこまれるかもしれないということである」と記している⁽⁶⁵⁾。宮内省は一一宮家の一時金について国会で審議されなくなかったので、日本国憲法が施行される前に、旧典範のもとで一一宮家が皇籍を離脱することを構想したと考えられる。

三 一一宮家の皇籍離脱の実施

旧典範の増補中改正と廃止

旧典範の増補のもとでは、皇籍を離脱する王が婚姻していれば、妃、子孫とその妃も、他の皇族と婚姻した女子とその子孫を除き、王に随伴して皇籍を離脱しなくてはならなかった。つまり、王が皇籍を離脱すれば、その男子子孫も皇籍を離脱しなくてはならなかったのである。また、皇族身位令（一九一〇年皇室令第二号）のもとで、婚姻によって皇籍に登録された妃は、夫を亡くしたときには情願により天皇の許可を得て皇籍を離脱することができた。しかし、王の直系尊属や姉妹にあたる内親王や女王は単独には皇籍を離脱することができなかった。そこで、枢密院と皇族会議の諮詢を経て四六年一月二七日に裕仁は皇室典範増補中改正を公布し、増補の第一条について、「内親王女王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシムルコトアルヘシ」と改正した。また、枢密院と皇族会議の諮詢を経て同日に裕仁は「皇族ノ降下ニ関スル施行準則廃止ノ件」を裁定し、準則を廃止した。⁽⁶⁶⁾つまり、一一宮家の全員が皇籍を離脱することができるようになったのである。

四七年一月一六日には現典範と皇室経済法が公布され、五月三日に施行されることになった。後者では、年金は、皇族（内廷にあるものを除く）に対して、別に法律で定める定額に基づき、親王、王などの区別により定められた額を国庫から支出し、また、一時金は、皇籍を離脱する皇族に対して、その皇族の年金の一五倍に相当する金額を超えない金額を国庫から支出するが、未婚や未成年の親王や王は既婚者となったときの年金を、未成年の内親王や女王は成年となったときの年金を基準とした。⁽⁶⁷⁾

前述したとおり、宮内省が一一宮家に離脱費を授与することはSCAPIN一二九八Aと矛盾するとGSは考えて

いた。そこで、GHQは日本政府に、一時金の支出について予算に計上するとともに、「法案の形にして十分議会の審議を受ける必要がある」として、法案を提出するように求めた。後にGHQは、SCAPIN一二九八Aとの関係で、「法案の形にでもしたらあるいは承認出来るかも知れない」ので、法案の提出を提案したと説明している。⁽⁶⁸⁾このため、三月七日に「皇族の身分を離れる者等に対する一時金支出に関する法律案要綱」が閣議で決定され、日本国憲法が施行される前に皇籍を離脱する皇族に対して、皇室経済法の一時金に準じ、国庫から一時金を支出するようにした。⁽⁶⁹⁾しかし、一〇日にピークは法制局の井手らに、「面白からざるインターナショナル・リバーカッション〔international repercussion (国際的影響) か〕があるだろう」として、「皇族の身分を離れる者等に対する一時金支出に関する法律案」を承認しなかった。⁽⁷⁰⁾GHQは国際的影響を恐れ、帝国議会の議決を経るとしても、日本国憲法が施行される前に一時金を国庫から支出することを承認することはできなかった。つまり、増補中改正のもとで一一宮家が皇籍を離脱しても、一時金が支出されないことになったのである。このため、日本国憲法が施行される前に、増補中改正のもとでは、一一宮家は皇籍を離脱しなかった。

また、二〇日にケーデイスは入江俊郎法制局長官らに、皇族費の定額などを定める皇室経済法施行法案について、「皇族の臣籍降下の際の一時金に関する規定〔略〕は、新憲法下の国会に決めさせるべきだというのが司令部の見解である」と述べ、第九二回帝国議会の会期が残り少ないこと、それより権限の大きい国会で審議した方が良いことを理由に挙げた。⁽⁷¹⁾つまり、帝国議会でなく国会が皇室経済法施行法を議決するまでは、現典範のもとで一一宮家が皇籍を離脱しても、一時金が支出されないことになったのである。そこで、四月一七日に「皇室経済法の施行に関する法律」(一九四七年法律第一七号)が公布され、皇室経済法と同じ五月三日に施行されることになった。この法律では、第一回国会において定額が定められるまでは、一五万円をもってこれに代え、皇室経済法の一時金に関する規定を適用しないことになった。

五月一日に閑院宮春仁王は、「最近の国情に鑑み、深くその赴くところを察し、今後は皇族の身分を離れ、宗室外に在って、皇運を輔け、世務に尽くしたいと思ひます。茲に謹んで皇籍離脱の情願を陳べ、微衷を容れ給わんことを冀います」という宮内省の起案した情願書に署名したという。⁽⁷²⁾ 同様の情願書に署名した皇族男子は、後述するところ、現典範のもとで、自分の意思に基づき、皇室会議の議により皇籍を離脱する八王であると思われる。⁽⁷³⁾ また、枢密院と皇族会議の諮詢を経て同日に裕仁は「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件」を公布し、二日かぎり旧典範とその増補を廃止した。なお、一日には「皇室令及附属法令廃止ノ件」(一九四七年皇室令第一二号)も公布され、二日かぎり皇室令も廃止されたのである。

現典範と皇室經濟法の施行

四七年五月三日に日本國憲法と現典範、皇室經濟法、「皇室經濟法の施行に関する法律」が施行された。皇籍離脱についての現典範の主な条文は次のとおりである。

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

親王(皇太子〔略〕を除く)、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑屬及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑屬を除き、同時に皇族の身分を離れる。〔略〕

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と結婚する場合を除いては、皇族となることはない。

現典範のもとでも、皇籍を離脱した者は再び皇籍に登録することができなくなったのである。

三月三十一日に一九四七年度歳入歳出予算が公布されていたが、この予算案が編成された段階では、一一宮家は旧典範の増補のもとで皇籍を離脱する予定であったため、五月三日から支出される皇族費は三宮家の年金の六八・八万円しか計上されていなかった。⁽⁷⁴⁾ 第一回国会が議決した皇室経済法施行法（一九四七年法律第一〇三号）は一〇月二日に公布され、八月一日から適用されることになり、「皇室経済法の施行に関する法律」は廃止された。これによって、定額が二〇万円に増加し、皇室経済法の一時金に関する規定も適用されることになった。また、一〇月六日に一九四七年度一般会計予算補正（第三号）が成立し、皇族費は、三宮家について、定額の増加に伴う年金の追加分の一六・六万円が、一一宮家について、年金の一五五・四万円と一時金の四七四七・五万円が計上された。

さて、一〇日に一一宮家が皇籍を離脱するように、八日に皇室会議が開かれる予定であったが、延期された。⁽⁷⁵⁾ 一〇日にケーンデイスがホイットニーに提出した「皇族 被追放者への支出」という覚書では、皇籍を離脱する皇族のなかに、将校を務めていた者が存在し、一五日ごろに被追放者として指定される予定であるため、被追放者に対する利益の支出を禁止したSCAPIN三三八との関係で、これらの者には一時金を支出しないことが勧告されている。⁽⁷⁶⁾ 七月二日、ポツダム勅令に基づき一九四七年内閣令第一一九号が施行されていた。内閣総理大臣は、公職追放を指令したSCAPIN五五〇に該当すると認める者について、調査表を要求しないで、SCAPIN五五〇に該当する者としての仮の指定を行うことができ、その指定を受けた者は、異議を申し立てないかぎり、三一日目から、SCAPIN五五〇に該当する者としての指定を受けたものとみなされた。このため、将校を務めていた一一王には一時金が支出されないことになった。⁽⁷⁷⁾ 実際には、一一王は、皇籍を離脱した翌日の一〇月一日に仮指定を受けることになる。⁽⁷⁸⁾

伏見宮博明王、賀陽宮恒憲王、久邇宮朝融王、梨本宮守正王、朝香宮鳩彦王、東久邇宮稔彦王、竹田宮恒徳王、閑院宮春仁王、山階宮武彦王、北白川宮道久王の一〇王は宮家の当主を務めていた。しかし、山階宮は神経過敏症で療

養しており、自分の意思を表明することができなかつたと思われる。⁽⁷⁹⁾ また、北白川宮は一五歳未満であった。一〇王の男子子孫には、賀陽宮家の邦寿王、治憲王、章憲王、文憲王、宗憲王、健憲王、久邇宮家の邦昭王、朝建王、朝宏王、朝香宮家の孚彦王、誠彦王、東久邇宮家の盛厚王、俊彦王、信彦王、竹田宮家の恒正王、恒治王の一六王が存在した。このうち、賀陽宮邦寿王、久邇宮邦昭王、朝香宮孚彦王、朝香宮誠彦王、東久邇宮盛厚王、東久邇宮信彦王、竹田宮恒正王の七王は宮家の継嗣であった。以上の二六王は邦家の二親等以下四親等以内の子孫であった。

一三日に皇室会議で、一一宮家のうち、八王一内親王一女王が現典範第一条第一項によって、二王二女王が同第二項によって一四日に皇籍を離脱するという案が審議された。このうち、皇族男子については、二王が山階宮武彦王と北白川宮道久王である。また、八王が、宮家の当主を務めている他の王であり、前述した情願書に署名したと思われる。皇室会議長の片山哲内閣総理大臣は、第一項によって皇籍を離脱する皇族について次のように説明している。

皇籍離脱の御意思を有せられる皇族は、後伏見天皇より二十世乃至二十二世を隔てられる方々であります。今上陛下よりしましては、男系を追いますと四十数世を隔てていられますのであります。「略」戦後の国内外の情勢就中新憲法の精神、新憲法による皇室財産の処理及びこれに関連する皇族費等諸般の事情から致しまして、この際これらの方々の皇籍離脱の御意思を実現致しますことが適當であるという状況にあると考えられるのであります。

また、片山は、第二項によって皇籍を離脱する皇族について、「親等その他で離脱の他の皇族と同様の状況にありませんため、蓋しやむを得ない特別の事由ということになると考えます」と説明している。⁽⁸⁰⁾ 皇室会議は全議案を全会一致で可決した。⁽⁸¹⁾

現典範のもとでは、皇籍を離脱する皇族男子の妃、子孫とその妃も、他の皇族と婚姻した女子とその子孫を除き、同時に皇籍を離脱しなくてはならなかつた。また、婚姻によって皇籍に登録された妃は、夫を亡くしたときにはその

意思により皇籍を離脱することができた。よって、一四日、皇室会議の議により皇籍を離脱する一〇王の妃、子孫とその妃にあたる七妃（うち内親王二）一六王九女王も皇籍を離脱し、五寡妃も自分の意思により皇籍を離脱した。⁽⁸²⁾ 結果として、一一宮家五人が皇籍を離脱したのである。

以前、準則によって、宮家の当主でもなく継嗣でもない九王は、将来において旧典範の増補のもとで皇籍を離脱するが、宮家の当主である一〇王と継嗣である七王は終身皇族にとどめられる予定であった。しかし、今回、宮家の当主である一〇王と継嗣である七王も皇籍を離脱し、準則が予定していたよりも早く一一宮家が消滅したのである。皇室会議で片山は、「皇位継承の御資格者」としましては、現在、今上陛下に二親王、皇弟として三親王、皇甥として一親王がおわしますので、皇位継承の点では不安が存しないと信ずる次第であります」と述べている。⁽⁸³⁾ このときには、将来において皇室に男子が存在しなくなる可能性があるとは考えられていなかったのである。

なお、現典範のもとでは、皇太子などは皇籍を離脱することができず、これらを除く親王も、「やむを得ない特別の事由」、つまり、前述した「皇室典範案に関する想定問答」によると、「懲戒に値する行為があつた場合その他皇族としてその地位を保持することが不相当とする事情」がないかぎり、皇室会議の議により皇籍を離脱させられること⁽⁸⁴⁾がない。このため、皇籍を離脱した親王はいまだに存在しないのである。

結

旧典範は永世皇族制を採用するが、皇族男子の皇籍離脱を規定しなかった。その後、皇族が増加すれば皇室経済が逼迫するが、皇室経費を増額しようとするれば帝国議会に干渉されるおそれがあるため、旧典範の増補のもとで、王は勅旨や情願により皇籍を離脱することができるようになった。さらに、準則のもとでは、原則として、宮家の当主で

もなく継嗣でもない王は、情願により皇籍を離脱するのでなければ、勅旨により皇籍を離脱させられることになるため、準則には抵抗した。しかし、結果として、一三王が増補のもとで、情願により皇籍を離脱したのである。さらに、敗戦の直後に東久邇宮稔彦王が、天皇による国民統合を強化するために一一宮家の皇籍離脱を構想するが、裕仁や親王たちは皇室における結束を維持するために反対した。確かに、このころCIEは一一宮家の皇籍離脱を提言しているが、裕仁はすぐにはそれに従っていないのである。

SCAPIN 一二九八Aによって一四宮家は歳費が打ちきられ、財産税が課せられた。しかし、日本国憲法のもとでは、国会の議決を経れば、一四宮家は年金が国庫から支出され、また、私有財産を持つことも認められた。にもかかわらず、一四宮家すべての年金を国庫から支出することは難しいと考えられたため、宮内省はGSやESSより先に、日本国憲法が施行される前に、旧典範の増補のもとで一宮家が皇籍を離脱することを構想した。一宮家が皇籍離脱の対象とされたのは、裕仁との親等が他の皇族よりはるかに離れていたためであった。GSは一一宮家の皇籍離脱に反対しなかった。これに対して、ESSはさらに、皇族費を抑制するという観点から、新たな皇室典範案において皇族の範囲を限定しようとしたのである。

一九四六年一二月の増補中改正のもとで、一一宮家の全員が皇籍を離脱することができるようになった。SCAPIN 一二九八Aとの関係で、宮内省からでなく、法律によって国庫から一時金が支出されようとしたが、GSは国際的影響を恐れ、日本国憲法が施行される前には、さらには国会が皇族費の定額を定めるまでは、一時金が支出されないことになった。このため、国会がそれを定めた後、現典範のもとで一宮家の皇籍離脱が実施され、宮家の当主でもなく継嗣でもない九王だけでなく、宮家の当主である一〇王と継嗣である七王も同時に皇籍を離脱した。しかし、このときには、将来において皇室に男子が存在しなくなる可能性があると考えられていなかったのである。

さて、そもそも、準則のもとでは、一一宮家は将来において消滅する予定であった。日本が敗戦した後、一一宮家

の皇籍離脱については、CIEが提言しているが、GHQが指令することはなかった。実際には、ESSが新たな皇室典範案において皇族の範囲を限定しようとする前に、日本の側から、準則が予定していたよりも早く一宮家を消滅させることにしたのである。

注

- (1) 本稿では、明治、大正、昭和の追号を贈られた天皇を睦仁、嘉仁、裕仁と名で記す。
- (2) 三笠宮崇仁の第三男子である憲仁親王が一九五四年に誕生し、後に高円宮家を創立するが、二〇〇二年に死去している。また、桂宮だけは婚姻していないが、心筋症の持病を有するだけでなく、一九八八年には急性硬膜下血腫で倒れてもおり、現在も社会復帰に努めている。『朝日新聞』一九八五年五月一八日。同、一九八八年五月二七日。なお、二〇〇六年二月二四日、宮内庁は、秋篠宮文仁親王妃紀子が妊娠三か月目であることを発表した。
- (3) 高橋紘／八木秀次「大激論 女性天皇是か、非か」『諸君』第三六卷第七号、二〇〇四年七月。高橋が女性天皇論を、八木が宮家復帰論を主張している。
- (4) 『第百五十九回国会衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会議録』第一号、二〇〇四年二月五日、六頁。ただし、横田は後に、元皇族男子やその男系男子子孫が皇位を継承しても、国民に支持されないかぎり、国民統合の役割を期待することはできないとも述べている。『皇室典範に関する有識者会議第6回議事録（識者ヒアリング1R）』内閣官房内閣総務官室、二〇〇五年五月三二日、三二頁。
- (5) 八木の発言。高橋／八木、前掲「女性天皇是か、非か」四六頁。
- (6) 黒田久太『天皇家の財産』三一書房、一九六六年、二二―二三頁。
- (7) 同、二一九頁。
- (8) 高橋紘／鈴木邦彦『天皇家の密使たち 秘録・占領と皇室』現代史出版会、一九八一年、一六五頁。
- (9) 芦部信喜／高見勝利編『日本立法資料全集1 皇室典範』信山社、一九九〇年。同編『日本立法資料全集7 皇室経

- 「濟法」信山社、一九九二年。
- (10) 高久嶺之介「天皇の家 明治期における皇族の位置」同志社大学人文科学研究所編『共同研究 日本の家』国書刊行会、一九八一年、四二二—四三〇頁、同「近代皇族の権威集団化過程 その一 近代宮家の編成過程」『社会科学』第二七号、一九八一年二月、一九六—一九八頁、川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』原書房、二〇〇一年、二〇—二一七頁。
- (11) 伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』国家学会、一八八九年、一八九頁。川田、前掲『近代日本の国家形成と皇室財産』一三〇—一三五頁。なお、一九一八年までしか分らないが、旧典範のもとの皇族（内廷にあるものを除く）の歳費については、宮内庁書陵部編『皇室制度史料 皇族四』吉川弘文館、一九八六年、三五五—三七二頁。
- (12) この断絶した桂宮家と、一九八八年に創設された現在の桂宮家とは別のものである。
- (13) 本稿では便宜上、皇統譜に従い、明仁まで一二五代の天皇が存在するものとする。
- (14) 奥平康弘『萬世一系』の研究 「皇室典範的なるもの」への視座』岩波書店、二〇〇五年、二三七—三三九頁。
- (15) 高久、前掲「天皇の家」四一七、四二〇頁。
- (16) 皇室に庶子が誕生しなくなる経緯については、森岡清美『華族社会の「家」戦略』吉川弘文館、二〇〇二年、三六五—三八六頁。なお、後に睦仁に男子は誕生しなかった。
- (17) 高久、前掲「近代宮家の編成過程」二〇二—二〇八頁、川田、前掲『近代日本の国家形成と皇室財産』一八〇—二二九頁。なお、皇室経費三〇〇万円は一九〇九年度に四五〇万円に増額されただけであった。これは、皇室経済が皇室経費だけでなく皇室財産の収益にも基づくようになったからである。大澤寛「明治後期皇室財政の構造 明治四三年の皇室費増額」逆井孝仁教授還暦記念会編『日本近代化の思想と展開』文献出版、一九八八年、二九四—二九五頁。
- (18) 高久、前掲「近代宮家の編成過程」二〇七頁。
- (19) 同、一七七—一七八頁。
- (20) 小松宮彰仁親王は、別の宮家にいる甥の輝久を継嗣としたかったが、旧典範は皇族の養子を禁止していた。そこで、一九〇三年に彰仁が死去して小松宮家に男子が存在しなくなると、輝久は皇籍を離脱し、小松の姓を与えられた。『明

治天皇紀 第十一』吉川弘文館、一九七五年、六八九頁、『明治天皇紀 第十二』吉川弘文館、一九七五年、四四四―四四五頁。なお、皇族身位令（一九一〇年皇室令第二号）によって、王が情願により皇籍を離脱するには一五歳以上でなくてはならず、また、成年に達していないかぎり、親権者の同意を得なくてはならなかった。

(21) 「皇族の降下に関する施行準則」国立国会図書館憲政資料室所蔵「外務省公開外交記録」A.0092（第一回公開）マイクロフィルム。

(22) 同。なお、多嘉は一九〇九年に臨時神宮祭主に、一九年に神宮祭主に就任した。神宮司庁官制（一八九六年勅令第三七一号）のもとでは、皇族または公爵が祭主に就任する。

(23) 皇族会議で多数の皇族が準則案に反対したため、一九二〇年六月一八日に波多野は宮内大臣を辞任した。永井和「倉富勇三郎日記研究 電子テキスト化と一九二〇年代の皇室・宮中をめぐる諸問題」『日本歴史』第六九二号、二〇〇六年一月、一一五頁。

(24) 『木戸幸一日記』下巻、東京大学出版会、一九六六年、一二四三頁。

(25) 『読売報知』一九四六年二月二七日。これは、一九四六年二月二五日に東久邇宮がA.P.通信のブラインズ東京特派員に述べたものである。『芦田均日記』第一巻、岩波書店、一九八六年、八九頁。木下道雄『側近日誌』文藝春秋、一九九〇年、一六三頁。

(26) 『読売報知』一九四五年一月一〇日。

(27) 『毎日新聞』一九四五年一月一日。

(28) 防衛庁防衛研究所図書館所蔵「東久邇宮日誌」一九四五年一月一六日条。

(29) 同、一九四五年一月一七日条。

(30) 『毎日新聞』一九四五年一月二二日。

(31) 木下、前掲『側近日誌』九六―九九頁。

(32) 『朝日新聞』一九四五年一月二六日。

(33) 『日本管理法令研究』第一巻第五号、一九四六年八月、法令条文、四一―四六頁。

- (34) 同、法令条文、四五―五〇頁。
- (35) 今枝信雄編『戦後自治史Ⅵ 公職追放』自治大学校、一九六四年、六三、六七頁。
- (36) 「昭和二十一年勅令第九号施行に関する件」の別表第一によると、正規陸軍将校は、陸軍補充令（一九一一年勅令第二七〇号）やその旧法令によって任官した者と、正規海軍将校は、海軍武官任用令（一九二〇年勅令第六四号）やその旧法令によって任官した者と定義された。裕仁は踐祚するまでに、三親王一二王と違い、これらの法令によるのでなく嘉仁の特質によって将校に任官していた。『官報号外』一九一二年九月九日。したがって、内閣総理大臣は裕仁を、SCAPIN五五〇に該当する者として指定しえなかった。
- (37) 衆議院／参議院編『議會制度百年史 院内会派編貴族院・参議院の部』大蔵省印刷局、一九九〇年、二〇五―二〇六頁。なお、賀陽宮治憲王は一九四六年七月三日に成年に達して貴族院議員になるが、一〇月八日に辞職した。同、二〇八―二〇九頁。
- (38) 『日本管理法令研究』第一卷第一号、一九四七年四月、法令条文、五三一―五四頁。
- (39) 「皇室に関する諸制度の民主化」外務省特別資料部第一課、一九四八年、一三頁。これは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（一九九九年法律第四二号）に基づき外務省が筆者に対して部分開示を行ったものである。なお、後に、GHQの了解を得て、歳費の一部は一九四六年六月分以降も支出されたという。「昭和22年10月の皇籍離脱について」第八回皇室典範に関する有識者会議資料二、二〇〇五年六月三〇日、二頁。また、打ちきられる前の歳費は、秩父宮家一四・五万円、高松宮家一三万円、三笠宮家一三・五万円、東伏見宮家四・三万円、伏見宮家四・一万円、山階宮家三・八万円、賀陽宮家四・五万円、久邇宮家七・七万円、梨本宮家三・八万円、朝香宮家七・一万円、東久邇宮家一・一万円、北白川宮家六・六万円、竹田宮家五・一万円、閑院宮家五・八万円である。芦部／高見編、前掲『皇室経済法』三七五頁。梨本伊都子『三代の天皇と私』講談社、一九七五年、二五四頁。
- (40) 高松宮宣仁『高松宮日記』第八卷、中央公論社、一九九七年、三五九頁。
- (41) 同、三六二―三六三頁。
- (42) 同、三七七頁。

(43) 「第一部会議事要録（昭和21. 10. 4）議題、皇室經濟法について」国立公文書館所蔵「内閣総理大臣官房総務課資料」臨時法制調査会関係・佐藤幹事」所収、マイクロフィルム〇〇五七〇〇。高尾亮一『皇室經濟法の制定経過』憲法調査会事務局、一九六二年、二二頁。

(44) 財産申告額と財産税額は順に、秩父宮家二二五万円、一四五万円、高松宮家二二五四万円、一〇〇二万円、三笠宮家一一三万円、六三万円、東伏見宮家一九二万円、一二〇万円、伏見宮家七九二万円、六一〇万円、山階宮家一五四万円、九二万円、賀陽宮家一七四万円、一〇七万円、久邇宮家七二四万円、五三八万円、朝香宮家一〇六八万円、八四四万円、梨本宮家三六九万円、二五七万円、東久邇宮家三三一万円、二二六万円、北白川宮家八四四万円、六五四万円、竹田宮家六二二万円、四六五万円、閑院宮家五六三万円、四二〇万円である。黒田、前掲『天皇家の財産』二一八頁。

(45) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第三卷、有斐閣、一九九四年、一八九頁。

(46) 芦部／高見編、前掲『皇室典範』一八八頁。

(47) 「衆議院憲法小委員会の憲法修正案に關しケイデイス大佐と會談の件（第三回）」国立国会図書館憲政資料室所蔵「佐藤達夫関係文書（憲法）」マイクロフィルム第一三卷。

(48) 日本国憲法における皇室經濟に關する規定の制定過程については、川田敬一「日本国憲法制定過程における皇室財産論議『皇室經濟法』制定前史 二」『日本学研究』第七号、二〇〇四年六月。

(49) 東野真『昭和天皇二つの「独白録」』日本放送出版協会、一九九八年、二四八頁。

(50) 『昭和天皇独白録 寺崎英成御用掛日記』文藝春秋、一九九一年、二四〇頁。

(51) 芦部／高見編、前掲『皇室典範』五〇頁。

(52) 親王、王などの區別により定められた年金の定額に対する割合は、既婚の親王が一、成年未婚の親王が二分の一、未成年未婚の親王が四分の一、内親王も四分の一、王、女王が親王、内親王の一〇分の七、妃が夫の二分の一である。ただし、妃となった内親王や女王については分からない。高尾、前掲『皇室經濟法の制定経過』一六一―一九頁。

(53) 同、二〇頁。

(54) 芦部／高見編、前掲『皇室典範』八八、九三、九五、一〇六頁。

- (55) 東京大学法学部図書館所蔵、佐藤功『皇室典範要綱（試案）・皇室典範・皇室典範試案字句修正の理由・皇室経済法要綱（試案）』東京大学占領体制研究会、刊行年不明。芦部／高見編、前掲『皇室典範』一二四、一二六頁。
- (56) 三笠宮「新憲法と皇室典範改正法案要綱（案）」一二、一六一―一七丁目、大阪府公文書館所蔵「羽室家文書」所収。
- (57) 伊藤悟／奥平晋編『占領期皇室財産処理』東出版、一九九五年、一一三、一一六一―一七頁。以下、本書について、訳は筆者によるものである。なお、日本国外に所蔵されている史料の調査については、今後の課題である。
- (58) 同、一一三頁。
- (59) 前掲「皇室に関する諸制度の民主化」八三頁。
- (60) 『憲法調査会第三委員会第三回会議事録』一九五九年五月二〇日、三九頁。
- (61) 佐藤らは内閣法に関する会談の途中で、日本国憲法の公布に際し、ケーティスに挨拶に行っていた。「内閣法関係会談要旨（第一回）」前掲「外務省公開外交記録」A.0054（第一回公開）マイクロフィルム。
- (62) 芦部／高見編、前掲『皇室典範』一六九頁。
- (63) 同、一七六頁。「」内は本書の編者によるものである。
- (64) 小田部雄次『梨本宮伊都子妃の日記 皇族妃の見た明治・大正・昭和』小学館、一九九一年、三三八頁。『入江相政日記』第二巻、朝日新聞社、一九九〇年、九六頁。
- (65) 伊藤／奥平編、前掲『占領期皇室財産処理』一二三頁。
- (66) 宮内庁書陵部所蔵「皇室典範録 昭和二十一年」。
- (67) 親王、王などの区別により定められた年金の定額に対する割合は、既婚の親王が一、成年未婚の親王が二分の一、未成年未婚の親王が四分の一、成年の内親王が二分の一、未成年の内親王が四分の一、王、女王が親王、内親王の一〇分の七、妃が夫の二分の一である。また、同じ皇族が複数の身分を有するときには、その年金中の多額のものによった。
- (68) 芦部／高見編、前掲『皇室経済法』三九四頁。
- (69) 同、三九三頁。
- (70) 同。

(71) 同、三八五―三八六頁。

(72) 閑院純仁『私の自叙伝』人物往来社、一九六六年、四二〇―四二二頁。著者名は、閑院宮春仁王が皇籍を離脱した後
の改名である。

(73) 本文で後述するとおり、現典範のもとで、自分の意思に基づき、皇室会議の議により皇籍を離脱する一内親王一女
と、自分の意思に基づき皇籍を離脱する五寡妃も同様の情願書に署名したと思われる。宮内庁行政文書「名譽総裁御就
任等関係 昭和二十二年」のうち、「故依仁親王妃周子殿下外五十方皇籍離脱についてその旨御報告の件」という文書
に八王一内親王一女の情願書と思われるものが、「故依仁親王妃周子殿下外四方皇籍離脱御意思の表示の件」という
文書に五寡妃のそれと思われるものが収録されているが、いずれも署名しか開示されていない。以下、宮内庁行政文書
は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき宮内庁が筆者に対して部分開示を行ったものである。

(74) 『第九十二回帝国議会貴族院予算委員第一分科会議事速記録第一号』一九四七年三月二三日、九頁。

(75) 「皇室会議招集状について」宮内庁行政文書「皇室会議関係 昭和二十二年」。閑院、前掲『私の自叙伝』四一三頁。

『朝日新聞』一九四七年一〇月九日。

(76) 国立国会図書館憲政資料室所蔵、GHQ/SCAP Records, GS(A) 00585マイクロフィッシュ。

(77) 『読売新聞』一九四七年一〇月二二日。海軍大将を務めていた伏見宮博恭王は一九四六年八月一六日に死去していた。
一時金は、予算では、年金の一・二五倍に相当する金額を宮家の当主に、七・五倍に相当する金額を他に与えること
になっていた。しかし、将校を務めていた一一王に一時金が支出されないことになっただけでなく、四七年六月二八日
に死去した久邇宮朝融王妃知子女王の一時金が予算に含まれていたこともあり、実際には、年金の一五倍に相当する金
額を、宮家の当主を務める王と親王妃と内親王と王妃に、一〇・七倍に相当する金額を女王に、一〇・三五倍に相当す
る金額を他の王に与えることで予算を完全に消化した。黒田、前掲『天皇家の財産』二一九―二二二頁。なお、一九四
七年度一般会計歳入歳出決算によると、皇族費は六万七千三百七十九円も余っている。これは、一方で、三笠宮の第二男子
である宜仁親王が四八年二月一日に誕生するが、他方で、知子が死去しただけでなく、将校を務めていた一一王には
年金も支出されなかったためでもあると考えられる。これらの一一王には年金も支出されなかったとすれば、旧一宮

家の生活は相当厳しかったものと思われる。

(78) 『朝日新聞』一九四七年一〇月一七日。なお、将校を務めていた秩父宮などの三親王が指定を受けることはなかった。

(79) 『山階宮三代』下、山階会、一九八二年、五七三頁。

(80) 「議長説明」前掲「皇室会議関係 昭和二十二年」。他に、故北白川宮成久王妃房子内親王と伏見宮光子女王が第一項によって、北白川宮肇子女王と伏見宮章子女王が第二項によって皇籍を離脱する。

(81) 「可決結果通知文」前掲「皇室会議関係 昭和二十二年」。『朝日新聞』一九四七年一〇月一四日。なお、皇室会議の議員は、高松宮、秩父宮雍仁親王妃勢津子、衆議院の松岡駒吉議長、田中万逸副議長、参議院の松平恒雄議長と松本治一郎副議長、最高裁判所の三淵忠彦長官と霜山精一判事、宮内府の松平慶民長官である。なお、宮内省は一九四七年五月三日から宮内府になった。

(82) 皇室会議の議により皇籍を離脱する一〇王の妃と男子子孫の妃と女子子孫は、賀陽宮家の恒憲王妃敏子、久邇宮家の朝子女王、通子女王、英子女王、典子女王、梨本宮守正王妃伊都子、朝香宮家の孚彦王妃千賀子、富久子女王、美乃子女王、東久邇宮家の稔彦王妃聰子内親王、盛厚王妃成子内親王、文子女王、竹田宮家の恒徳王妃光子、素子女王、紀子女王、閑院宮春仁王妃直子の七妃（うち内親王二）九女王である。また、五寡妃は、故東伏見宮依仁親王妃周子、故伏見宮博義王妃朝子、故久邇宮邦彦王妃俣子、故久邇宮多嘉王妃静子、故北白川宮永久王妃祥子である。

(83) 「議長説明」前掲「皇室会議関係 昭和二十二年」。当時、裕仁には第一男子の明仁親王と第二男子の正仁親王が、三笠宮には第一男子の寛仁親王が存在した。

(84) 芦部／高見編、前掲『皇室典範』二〇一頁。

(二〇〇六年四月一〇日)